

・単価採用日と適用歩掛の関係

○単 価

- 1) 労務単価は、二省（農林水産省及び国土交通省）共同調査の公共工事設計労務単価を使用しています。
- 2) 機械損料は、原則として平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間、平成28年度の機械損料を使用する予定としています。
- 3) 公表図書[***]については、市販公表図書の平成29年3月版の平均価格を4月1日より新単価として使用しています。

年度途中で改定を行った単価については摘要欄に改定日を表示しています。その場合は改定を行った月の前月号の市販公表図書の平均価格を採用しています。

（例：9月1日に改定した単価が[***]表示されている場合は、市販公表図書の8月号の平均価格です。）

なお、端数処理については資材価格が1,000円未満の資材については小数点一位四捨五入、1,000円以上の資材価格については有効桁上位3桁有効（以下切り捨て）としており、生コンクリート単価のみ50円単位で二捨三入、七捨八入の処理としています。

土木工事標準単価については、「市販公表図書」を発行している両団体の単価を平均し、資材価格と同様の端数処理をしています。

土木工事標準単価[高視認性区画線工（高視認性区画線設置）]に使用している材料1式単価については、「市販公表図書」の単価を平均（片方にしか掲載が無い場合はそのまま）した上で、土木工事標準単価の参考図書（「土木施工単価」および「土木コスト情報」）に記載された標準的な材料使用量を用いて各メーカー品における材料費（塗料・ガラスビーズ・プライマー）を計算し、最も安価な材料費を採用しています。また、端数処理については、資材価格と同様の端数処理としています。

ただし、別紙単価採用期の特記事項に記載する資材については、特記事項の定めによること。

○歩 掛

- 1) 歩掛は、原則として平成29年4月1日から9月30日までの間、平成28年度（4月改定）の積算基準書を使用し、平成29年10月1日以降は、平成29年度（4月改定）の積算基準書を使用する予定としています。

○その他

- 1) 単価・歩掛については、大幅な変動が生じた場合、随時改正し、その都度通知します。